

## 酒々井町デジタルサイネージ広告掲載基準等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が設置したデジタルサイネージに掲載する広告（以下「広告」という。）の掲載基準及び審査等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 広告は、社会的に信用度が高い情報であり、その内容及び表現が閲覧者の誤解を招き、又は与えるものであってはならない。

(広告内容等の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告については、掲載しない。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
  - イ 射幸心を著しくあおる表現
  - ウ 人材募集広告については、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品など不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 広告の内容が明確でないもの
- (8) 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- (9) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの
- (10) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの
- (11) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (12) あたかも国、地方公共団体その他公共の機関が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
  - (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
  - (15) 町の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
  - (16) 酒々井町広報紙「広報ニューしすい」有料広告掲載基準第7条第1号から同条第26号の規定を満たさないもの
  - (17) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと町長が認めるもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告については、掲載しない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業
  - (2) 前号の風俗営業類似の業種
  - (3) 消費者金融
  - (4) たばこ（電子たばこ含む。）
  - (5) ギャンブルに係わるもの
  - (6) 規制の対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
  - (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
  - (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
  - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと町長が認めるもの
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、広告を掲載することができない。なお、広告の掲載期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
  - (2) 法律行為を行う能力を有していない者
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合も含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (4) 町税を滞納している者
  - (5) 酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号）第2条第2号及び第3号に規定する者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載しようとする者として適当でないと町長が認める者
- 4 前3項に規定するもののほか、広告内容等に関する個別の基準等が必要な場合は、町長が別に定める。
- （広告規格）
- 第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 静止画広告データは、J P E G又はP N G形式で作成すること。
- (2) 動画広告データは、M P 4形式で作成すること。
- (3) 静止画及び動画広告データの画面構成比率は、幅16、高さ9の縦横比で作成すること。
- (4) 動画広告データは、15秒又は30秒で作成すること。

(広告デザイン)

第5条 広告のデザインは、色彩、意匠等が、次の各号の全てを満たす内容でなければならない。

- (1) 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様等）が、画面の大部分を占めていないもの
- (2) 映像又は光の点滅が1秒間に3回を超えていないもの
- (3) 文字及び字幕は、背景とのコントラスト比3対1以上あるもの
- (4) コントラストの強い画面の反転表示が継続していないもの
- (5) 文字表記及び絵柄が過密でないもの
- (6) 専門用語や省略語を分かりやすくする等、平易な文で記載をしているもの
- (7) 視聴者が通常、感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法（サブリミナル的手法）を使用していないもの
- (8) 町のイメージを損なうことがないと判断できるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告デザインとして適当であると町長が認めるもの

(広告の表示)

第6条 掲載内容が、広告であることを明確にするため、広告にはその上部に、通常その広告を見る位置から認識できる文字で広告と表示し、これを枠で囲まなければならない。

(広告の掲載期間)

第7条 掲載期間は、月の初日からその月の末日までの1か月を単位とする。ただし、更新は、妨げない。

2 掲載開始及び終了の時間は、当該月の初日及び末日中で、町がその都度設定する。ただし、その日が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日以降最初の平日を掲載開始日及び終了日とする。

- (1) 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日

(広告掲載料)

第8条 1か月の一枠当たりの広告の掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の審査)

第9条 広告を掲載しようとする者は、掲載をしようとする広告について、掲載月初日の5日前までにデジタルサイネージ出稿広告審査申請書（別記第1号様式）を町長に提出し、デジタルサイネージ出稿広告決定通知書（別記第2号様式）により決定の通知を受けなければならない。

(広告原稿の提出)

第10条 前条に規定する広告を掲載する旨の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、町の指定する方法により広告のデータ原稿（以下「原稿」という。）を作成し、前条の定める期日までに提出しなければならない。

2 町は、掲載期間満了をもって、前項の原稿の保管を終了する。なお、原稿は、返還しない。  
(広告掲載料の納入)

第11条 広告主は、広告掲載料を町が指定する期日までに、一括前納しなければならない。  
(広告内容等の変更)

第12条 町は、広告の内容、デザイン及び内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又は本要綱等に抵触していると認めるときは、広告主に対してデジタルサイネージ出稿広告変更依頼書（別記第3号様式）により広告の内容等の変更を依頼することができる。  
(広告掲載の取消し)

第13条 町は、広告主に掲載の決定を通知してから掲載するまでの間に、広告内容又は広告主が、第3条に該当することとなった場合は、デジタルサイネージ出稿広告決定取消書（別記第4号様式）により広告の掲載の決定を取消することができる。  
(広告掲載編成)

第14条 広告掲載の編成は、町が実施するものとする。

2 デジタルサイネージの保守作業又は電気系統のシステム障害等の発生で広告を掲載できない時間が生じた場合は、当該掲載できなかった時間について振替掲載を行うものとする。

3 自然災害又は武力攻撃事態の発生等の有事の際においては、災害情報等を優先して掲載するものとし、その間は広告を掲載せず、振替掲載もしないものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 町は、既納の広告掲載料を還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかったときは、その一部又は全部を還付することができる。

(広告主の責任等)

第16条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成及び修正等に係る費用は、広告主が負担するものとする。

3 広告掲載に関する電気料金は、町が負担するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第8条関係）

種別	放映時間	広告掲載料（一枠当たり）
静止画広告	20秒	2,000円
動画広告	15秒	1,500円
	30秒	3,000円

別 記

第 1 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

(あて先) 酒々井町長

申請者

所在

会社名等

代表者名

印

デジタルサイネージ出稿広告審査申請書

酒々井町デジタルサイネージ広告掲載基準等取扱要綱第 9 条の規定により、掲載原稿等を添えて、次のとおり申請します。

記

1 広告掲載者

広告名

所在

会社名等

代表者名

2 広告内容 ※掲載原稿、広告掲載者会社概要等を添付してください。

---

---

---

3 広告種別・枠数・放映時間及び掲載料

種別	チェック	枠数	広告一枠当たりの放映時間及び掲載料
静止画広告	<input type="checkbox"/>		20 秒 / 2,000 円
動画広告	<input type="checkbox"/>		15 秒 / 1,500 円
	<input type="checkbox"/>		30 秒 / 3,000 円

4 広告掲載料

広告掲載が決定されたときは、広告掲載料として \_\_\_\_\_ 円を支払います。

年 月 日

様

酒々井町長

デジタルサイネージ出稿広告決定通知書

年 月 日付けで申請のあった広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の区分

- 掲載する  
 掲載しない

(理由)

---

---

---

2 掲載期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで

3 放映枠数 静止画\_\_枠 ・ 動画\_\_枠

4 広告原稿提出期限 年 月 日※期限厳守

5 広告掲載料 \_\_\_\_\_円 (静止画 \_\_\_\_\_円×\_\_枠)  
(動画 \_\_\_\_\_円×\_\_枠)

※広告掲載料は、年 月 日までに一括でお支払いしてください。

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

様

酒々井町長

デジタルサイネージ出稿広告変更依頼書

年 月 日付けで申請された（掲載内容）\_\_\_\_\_の  
掲載について、下記の理由により、掲載の内容に変更事項等があると認めため、その旨を通知  
します。

記

（理由）

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

様

酒々井町長

デジタルサイネージ出稿広告決定取消書

年 月 日付けで申請された(掲載内容) \_\_\_\_\_ の  
掲載について、下記の理由により、決定を取消しすることを通知します。

記

(理由)